

国立大学法人大分大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当(ボーナス)において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、学長が、経営協議会の議を経て、標準支給額の100分の10の範囲内で増額又は減額できることとしている。なお、平成22年度は増額又は減額での支給はなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	給与水準の見直しにより、本給を約0.2%引き下げるとともに、賞与を1年を通じて0.15月分引き下げた。
理事		給与水準の見直しにより、本給を約0.2%引き下げるとともに、賞与を1年を通じて0.15月分引き下げた。
理事(非常勤)		改定なし
監事		給与水準の見直しにより、本給を約0.2%引き下げるとともに、賞与を1年を通じて0.15月分引き下げた。
監事(非常勤)		改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,046	千円 11,884	千円 4,162	千円 0 ()			
A理事	千円 12,738	千円 9,376	千円 3,284	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 12,738	千円 9,376	千円 3,284	千円 78 (通勤手当)			
C理事	千円 12,738	千円 9,376	千円 3,284	千円 78 (通勤手当)			
D理事	千円 12,709	千円 9,376	千円 3,284	千円 49 (通勤手当)			

E理事	千円 11,936	千円 7,820	千円 2,957	千円 24 750 385 (通勤手当) (調整手当) (単身赴任手 当)			◇
A監事	千円 10,828	千円 8,704	千円 1,980	千円 144 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円 6,534	年 6	月 0	H22.3.31	-		

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、法人運営費に占める割合が大きく、法人の運営のあり方に大きな影響を及ぼすことになるため、中長期的な視野に立った人件費管理を行う必要があり、中期計画期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で、総額一括管理方式により運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

毎年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与水準・給与改定状況を考慮の上、人件費予算の範囲内で適正な給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている本給の昇給、昇格、降格及び賞与(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1月1日に在職する職員に対し、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、最高8号給上位の号給に昇給させることが出来る。
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、かつ本学が定める必要経年数又は必要在級年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

給与水準の見直しにより、本給を約0.1%引き下げるとともに、賞与を1年を通じて0.2月分引き下げた。
55歳を超える職員(一定職種以上)の本給・管理職手当を1.5%減額した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1366	歳 43.1	千円 6,155	千円 4,608	千円 49	千円 1,547
事務・技術	人 299	歳 45.8	千円 5,605	千円 4,195	千円 53	千円 1,410
教育職種 (大学教員)	人 511	歳 48.7	千円 8,010	千円 5,960	千円 48	千円 2,050
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 386	歳 34.4	千円 4,423	千円 3,348	千円 40	千円 1,075

	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	19	53.9	5,218	3,904	70	1,314
教育職種 (附属高校教員)	19	42	7,039	5,343	53	1,696
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	41.3	6,395	4,845	77	1,550
教育職種 (外国人教師等)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	86	38.1	4,730	3,564	56	1,166
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	3	39.5	4,909	3,701	52	1,208

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	3	37.5	6,700	6,700	87	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	3	37.5	6,700	6,700	87	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	該当者なし					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	133	34.2	3,055	2,885	41	170
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	4	48.5	5,433	4,029	52	1,404
医療職種 (病院医師)	111	32.6	2,851	2,851	34	0
医療職種 (病院看護師)	10	43.8	4,308	3,217	65	1,091
技能・労務職種	5	33.7	3,047	2,324	89	723
教育職種 (附属義務教育学校教員)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤同様の勤務時間の再雇用職員及び在外職員の区分については、該当者がいないため記載を省略した。

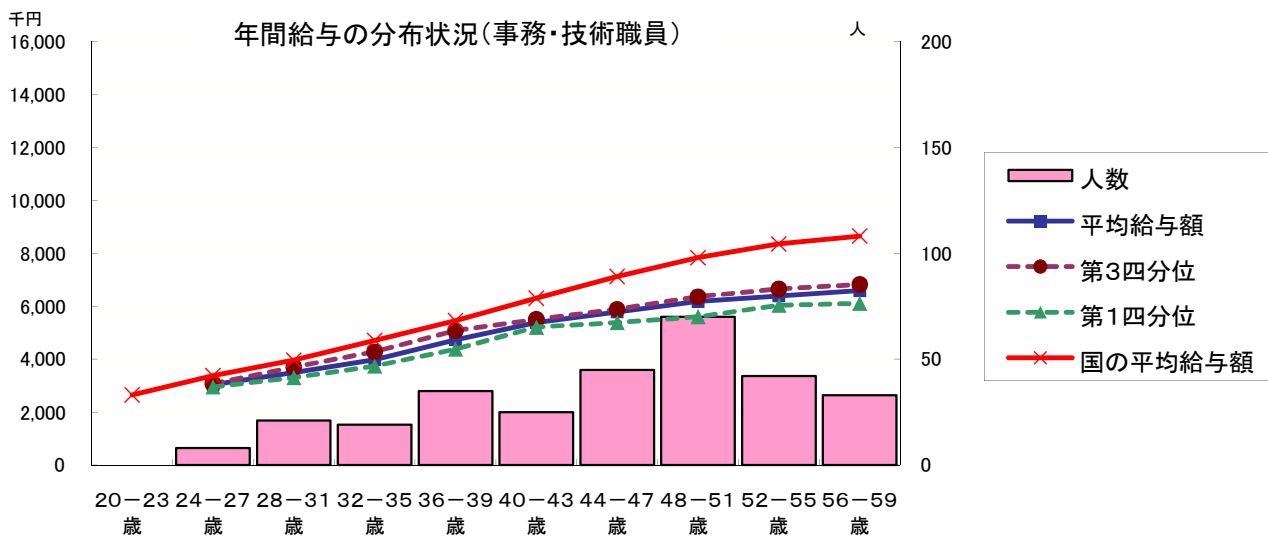
注:「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等である。

注:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

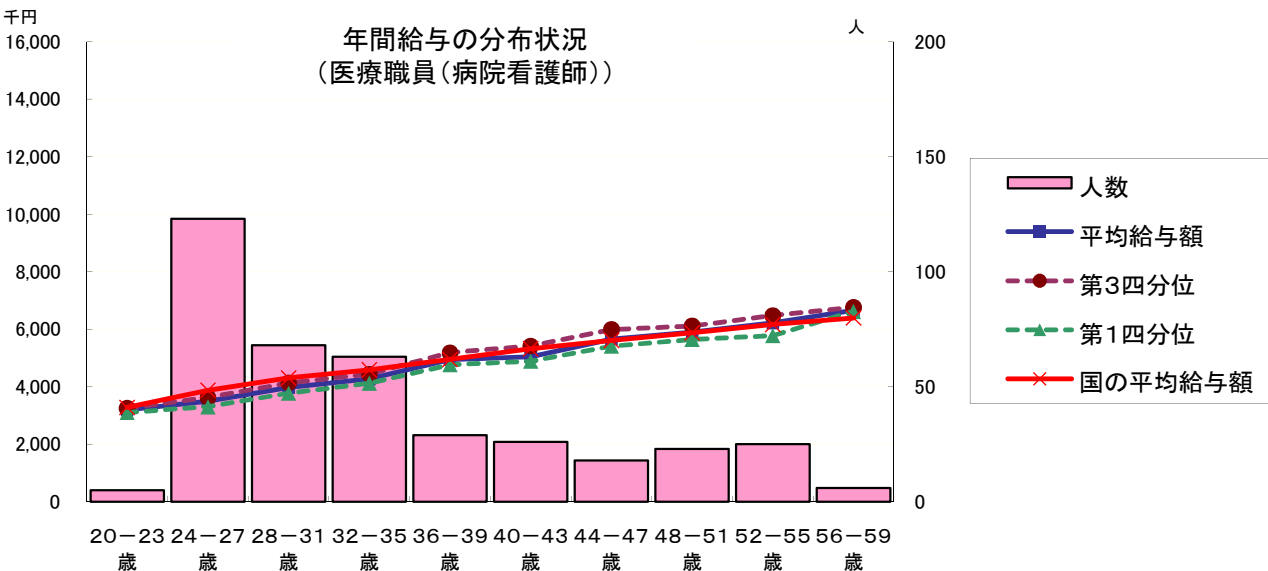
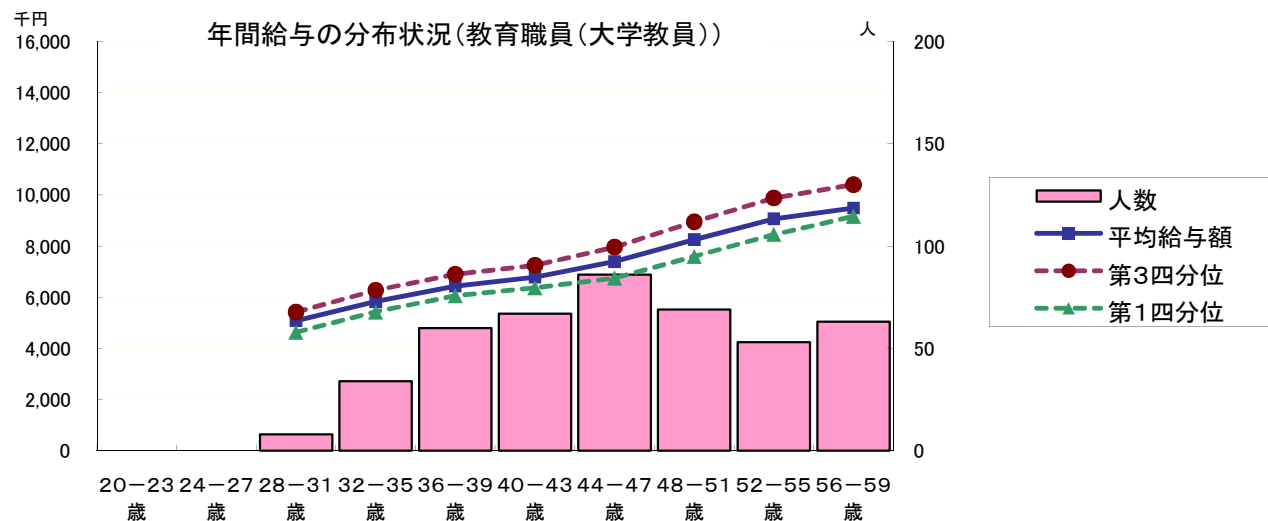
注:常勤職員の「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(医療技術職員)」、「その他医療職種(看護師)」、非常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」及び「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が各2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の平均給与額、第1・第3分位については表示していない。



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的 職位	部長	3	50.2	—	10,284	—
	課長	20	54.8	7,059	7,603	8,064
	課長補佐	23	52.8	6,259	6,489	6,715
	係長	138	49.4	5,531	5,895	6,268
	主任	68	42.2	4,659	5,004	5,357
	係員	47	33.0	3,211	3,707	4,074

注:「課長」には相当職である「事務長」、「課長補佐」には相当職である「副課長」及び「室長」、「係長」には相当職である「主査」及び「専門職員」を含む。

注:部長の該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的 職位	教授	185	56.8	9,185	9,795	10,430
	准教授	129	46.4	7,163	7,718	8,299
	講師	53	45.4	6,862	7,087	7,454
	助教	133	41.3	5,928	6,218	6,486
	助手	4	45.5	—	5,987	—

注:助手の該当者が4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的 職位	副看護部長	3	56.5	—	6,621	—
	看護師長	24	51.6	6,198	6,353	6,524
	副看護師長	54	43.5	5,092	5,470	5,914
	看護師	304	31.2	3,519	4,003	4,301

注:「看護師」には相当職である「助産師」を含む。

注:副看護部長の該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長副課長	副課長課長
人員(割合)	299人	13人 (4.3%)	37人 (12.4%)	143人 (47.8%)	72人 (24.1%)	23人 (7.7%)
年齢(最高～最低)		30～24歳	59～28歳	59～35歳	59～42歳	60～50歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,623～2,128千円	3,771～2,423千円	4,724～2,678千円	5,781～4,070千円	5,921～4,487千円
年間給与額(最高～最低)		3,375～2,821千円	5,004～3,207千円	6,277～3,541千円	7,674～5,475千円	7,715～6,109千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長事務局長	事務局長	事務局長
人員(割合)		8人 (2.7%)	3人 (1.0%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		59～46歳	50～49歳			
所定内給与年額(最高～最低)		7,230～5,605千円	8,003～7,382千円			
年間給与額(最高～最低)		9,507～7,440千円	10,659～9,959千円			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	511人	7人 (1.4%)	137人 (26.8%)	54人 (10.6%)	128人 (25.0%)	185人 (36.2%)
年齢(最高～最低)		57～31歳	62～30歳	64～30歳	64～32歳	64～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,673～3,186千円	5,587～3,924千円	6,466～3,418千円	6,891～3,994千円	9,037～4,437千円
年間給与額(最高～最低)		6,254～4,154千円	7,313～5,206千円	8,471～4,637千円	9,373～5,429千円	12,300～5,885千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長
人員 (割合)	386人	該当者なし (%)	304人 (78.8%)	54人 (14.0%)	24人 (6.2%)	3人 (0.8%)
年齢(最高～最低)			54～23歳	57～32歳	58～44歳	59～53歳
所定内給与年額(最高～最低)			4,495～2,321千円	4,994～3,304千円	4,997～4,353千円	5,032～4,690千円
年間給与額(最高～最低)			5,936～3,096千円	6,618～4,431千円	6,766～5,964千円	6,854～6,384千円

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)		1人 (0.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)			
年間給与額(最高～最低)			

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.1%	65.2%	63.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.9%	34.8%	36.3%
		%	%	%
	最高～最低	50.0～34.0	42.5～30.7	46.4～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	67.3%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	32.7%	34.3%
		%	%	%
	最高～最低	39.0～33.1	35.7～29.8	37.4～31.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 66.1	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 33.9	% 35.3
	最高～最低	% 45.8～34.2	% 46.1～30.9	% 45.9～32.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.3	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 32.7	% 34.3
	最高～最低	% 39.0～29.6	% 35.7～30.2	% 37.4～31.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.7	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.3	% 34.9
	最高～最低	% 39.0～32.8	% 35.7～29.1	% 37.3～30.9

注:(医療職員(病院看護師))における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

80.4

対他の国立大学法人等

94.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

91.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.8

対他の国立大学法人等

96.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	80.4					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>87.5</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>80.9</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>87.5</td> </tr> </table>	地域勘案	87.5	学歴勘案	80.9	地域・学歴勘案
地域勘案	87.5						
学歴勘案	80.9						
地域・学歴勘案	87.5						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.2% (国からの財政支出額 10,254,452千円、支出予算の総額 29,979,792千円：平成22年度予算)						
	【検証結果】 指数の状況として、対国家公務員指数80.4、参考指数も80台といずれも国家公務員の給与水準を下回っているが、本学の地域性・職員構成を勘案した給与水準として、適正と考える。						
	【累積欠損額について】 累積欠損なし						
講ずる措置	【検証結果】 引続き国家公務員の給与体系に依拠し、給与水準の維持に努める。						

○医療職員(病院看護師)

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	94.8					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>97.1</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>93.4</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>97.1</td> </tr> </table>	地域勘案	97.1	学歴勘案	93.4	地域・学歴勘案
地域勘案	97.1						
学歴勘案	93.4						
地域・学歴勘案	97.1						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.2% (国からの財政支出額 10,254,452千円、支出予算の総額 29,979,792千円：平成22年度予算)						
	【検証結果】 指数の状況として、対国家公務員指数94.8、参考指数も90台といずれも国家公務員の給与水準を下回っているが、本学の地域性・職員構成を勘案した給与水準として、適正と考える。						
	【累積欠損額について】 累積欠損なし						
講ずる措置	【検証結果】 引続き国家公務員の給与体系に依拠し、給与水準の維持に努める。						

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.1

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学職員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	(平成22年度)	(平成21年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,507,777	9,960,785	△ 453,008	(△4.5)	-	-
退職手当支給額 (B)	659,960	1,086,064	△ 426,104	(△39.2)	-	-
非常勤役職員等給与 (C)	3,480,923	3,007,525	473,398	(15.7)	-	-
福利厚生費 (D)	1,542,756	1,423,357	119,399	(8.4)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,191,416	15,477,731	△ 286,315	(△1.8)	-	-

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比4.5%の減を実施することができた。また「最広義人件費」についても、対前年度比1.8%の減となっているが、これは、附属病院看護体制整備による看護師の人員増に伴う「非常勤役職員等給与」の増加を「退職手当支給額」の減少が補った結果である。
- ②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況については、中期計画期間中(平成21年度まで)に、平成17年度人件費予算相当額(10,672,385千円)より5%以上(平成18年度より毎年度1%程度)の削減をおこなうため、人員削減及び業務の効率化・アウトソーシング化等を実施してきた。これにより平成22年度において、下表に示すとおり、平成17年度人件費予算相当額に対して、人件費削減率(補正值)が7.7%となり、上記の削減率5%を達成している。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,672,385	10,211,649	10,260,599	10,053,224	9,960,785	9,507,777
人件費削減率 (%)		△4.3	△3.9	△5.8	△6.7	△10.9
人件費削減率(補正值) (%)		△4.3	△4.6	△6.5	△5.0	△7.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし